

教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱について

(1) 概要

策定主体 市長

策定手続き等

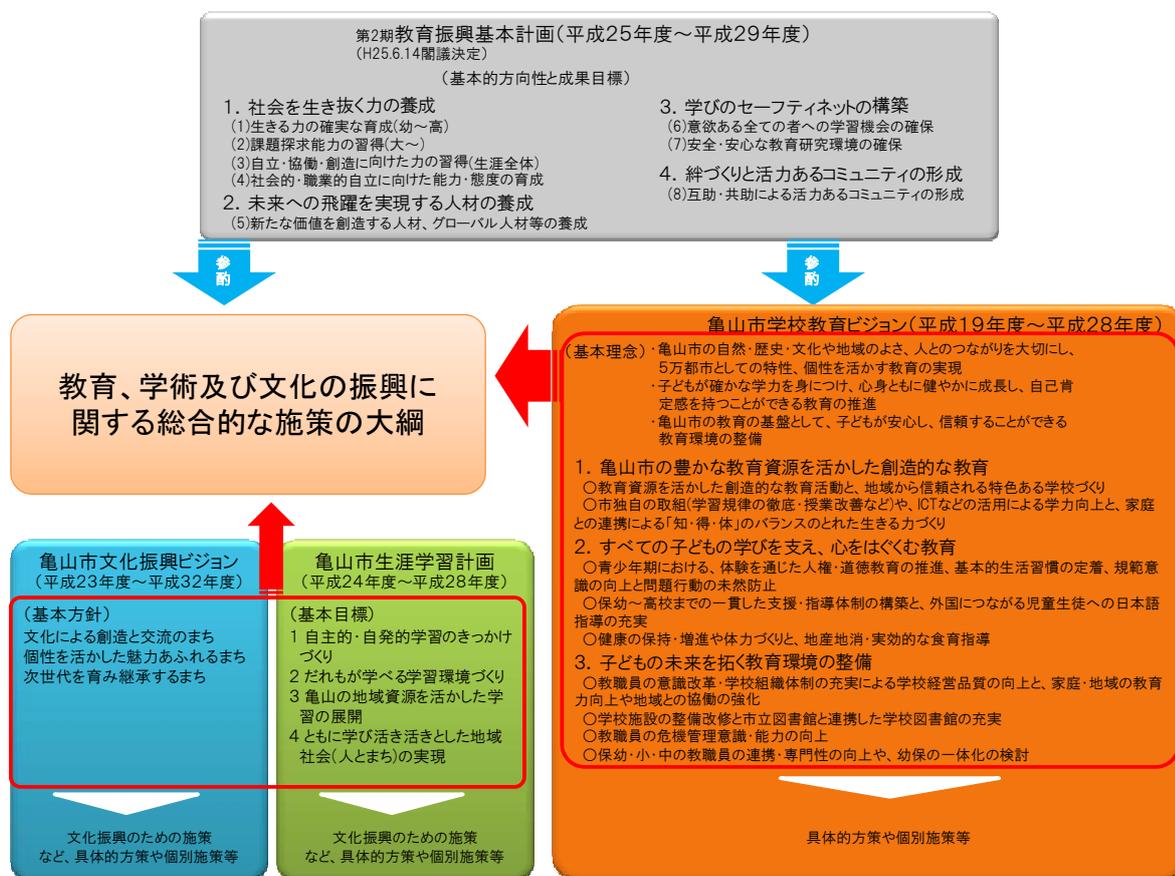
あらかじめ総合教育会議と協議を行う。

策定(変更)したときは、公表する。

教育基本法第17条第1項に規定する基本的な方針を参酌し、その地域の実情に応じ、策定する。

>>>政府の定める教育振興計画をさす。同条第2項に基づく、市の教育振興計画は学校教育ビジョン

【大綱策定イメージ】



(2) 策定体制

主要な関係計画の所管室長による検討会議

教育研究室・生涯学習室・文化スポーツ室・企画政策室

事務局:教育研究室・企画政策室

(3) 策定スケジュール

H27.5 計画間の関連調整

H27.8 大綱(案)の検討

H27 秋頃 総合教育会議での協議

>>>>策定